

答申第234号（諮問第244号）

「①〇〇が出荷した非鉄スラグの使われた公共及び民間事業の現場に関してこれまで同社から群馬県に連絡ないし報告された一切の情報

②上記①に関し、〇〇市内で非鉄スラグが使われたことがあるかどうか判る情報」の公文書非開示決定及び公文書の存否を明らかにしない決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

- 1 群馬県知事が行った非開示決定及び公文書の存否を明らかにしない決定を取り消し、別表2（う）欄に掲げる部分を除き開示すべきである。
- 2 別表3に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和2年8月24日付けで、「①〇〇が出荷した非鉄スラグの使われた公共及び民間事業の現場に関してこれまで同社から群馬県に連絡ないし報告された一切の情報（以下「本件請求内容1」という。） ②上記①に関し、〇〇市内で非鉄スラグが使われたことがあるかどうか判る情報（以下「本件請求内容2」という。）」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 開示決定期間の延長

実施機関は、令和2年9月3日付けで本件請求に対して開示決定等の期間を延長し、その理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（延長の理由）

公文書の量が多く、対象公文書の特定及び開示決定等の審査に係る事務に時間を要し、その他の事務も繁忙であるため。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を別表1（い）欄の文書（以下「本件公文書」という。）であると特定し、令和2年10月16日付けで公文書非開示決定（以下「本件処分1」という。）及び公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分2」）を行い、それぞれ別表1（え）欄のとおり理由を付して、請求人に通知した。

4 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として令和2年12月25日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和3年3月8日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

6 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、令和3年5月24日付けで反論書を作成し、実施機関に提出した。

7 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和3年6月21日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

8 意見書の提出

請求人は、条例第32条の規定に基づき、令和3年7月12日付けで意見書を作成し、審査会に提出した。

第3 争点

- 1 本件処分における公文書の特定が適切であったか。
- 2 本件処分1で非開示情報であるとされた部分が条例第14条第2号、第3号、第5号又は第6号に該当するか。
- 3 本件処分2について、本件各請求対象公文書の存否を明らかにするだけで、条例第14条各号の定める非開示情報が明らかになるか。
- 4 本件処分2における理由の付記が適切であったか。

第4 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分1及び本件処分2を取り消し、開示決定を求める。

2 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 公文書の特定について

開示請求に係る公文書は、本件公文書の他に、非鉄スラグの出荷に関する情報、出荷前における非鉄スラグの成分測定データ及び非鉄スラグの出荷に伴う契約等その他の情報が含まれている公文書を特定すべきと考える。また「報告書等」がどのようなものであるのか特定しなければならない。

(2) 条例第14条第2号該当性について

ア 鉛、ヒ素のような特定有害物質を高濃度に含有する非鉄スラグによる県民の生命、健康、生活又は財産の保護の観点から、ただし書が適用されるべきである。

イ 非鉄スラグを知らぬ間に不法投棄された被害者個人の識別情報を理由に非開示としているのであれば、不法投棄の事実を知った被害者は当然、そのことを社会に伝えて再発防止を願うはずであるから、当該被害者個人に対して開示してもよいか否かを確認しなければならない。

(3) 条例第14条第3号イ該当性について

ア 有害な非鉄スラグの不法投棄による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）への違反を群馬県も認めているのだから、原因者の〇〇にとって守られるべき法人等事業情報はない。

イ 鉛、ヒ素のような特定有害物質を高濃度に含有する非鉄スラグによる県民の生命、健康、生活又は財産の保護の観点から、ただし書が適用されるべきである。

ウ 報告書等には、工事発注者や所在地の情報が記載されていて、使用箇所数、環境調査実施箇所数、土壌環境基準等の超過箇所数及び対応措置等を公表しており、非鉄スラグの使用箇所において、土壌汚染は確認されていないと矛盾した説明をしている。土壌汚染基準を超過した場合は、土壌汚染が起きていることを意味する。

エ 撤去までの間、立入禁止や注意喚起などの人の生命や健康等を保護する措置がとられているとしているが、非鉄スラグに含まれる有害な重金属は埃に混じり周辺に拡散したり地下に浸透し地下水を汚染するが、そうした措置がとられているのかどうか、その情報さえ群馬県は隠している。

(4) 条例第14条第5号該当性について

ア 本件スラグについては、審査請求人からの通報を端緒に、長期間をかけて群馬県は関係市町村と連携し法令に基づく立入検査を何度も行い事実関係の実態を確かめた上で、〇〇等に対して指示や依頼などの行政指導を行った。よって、県等行政機関同士の審議、検討又は協議情報を公開しても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ不当に県民

の間に混乱を生じさせたり、特定の者に不当に利益・不利益を及ぼしたりするおそれはないので、非開示とした判断は失当である。

イ 実施機関の主張は詭弁である。公表しないことこそ、懸念や不安を住民の間に喚起する結果を招く。

ウ 部分開示した使用箇所一覧表と照らし合わせても、調査中の未確定情報を特定できると判断した理由が不明である。

エ 未成熟情報や事実確認が不十分な情報に基づく外部からの圧力や干渉とはどのようなもので、なぜ実施機関の意思決定の中立性が不当に損なわれるのか説明がない。

(5) 条例第14条第6号該当性について

ア 民間事業者が行う事業に伴う情報であるため、事務事業情報とはいえない。なぜなら、廃棄物処理法第3条によれば、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない、また、当該廃棄物の再利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする排出事業者責任を定めている。

イ 報告書等の内容がお粗末すぎて、報告書等を開示すると廃棄物処理法に基づく立入検査の手口が明らかになってしまい、今後の同様の立入検査をするにあたり、もっとしっかりやらなければならない、今回報告書等を求めた事業者に対して特別扱いをしていたことが他の立入検査先に知られてしまうことで、今後支障をきたすと考えて非開示としたのであればナンセンスである。

ウ 関係者等の協力というのは、明らかに今回報告書等を提出した事業者のことと推察できるが、当該事業者に協力をさせるには非鉄スラグの不法投棄を公表することこそ最善である。実施機関の弁明書は行政の中立性を毀損するものである。

(6) 公文書の存否を明らかにしない決定について

ア 存否応答拒否の前提として、当該情報が非開示情報に該当していなければならない。この観点から、「特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため」開示しないものと考えられるが、請求内容との関係が不明である。

「〇〇市内で非鉄スラグが使われたことがあるかどうか分かる情報」を求めているのであり、地番までは求めている。よって、個人の地番が特定できない範囲で開示できる情報が非開示情報の中に含まれているはずであり、原則開示の趣旨に反する。

イ 解釈及び運用の基準で例示する情報のうち、条例第14条第2号として存否応答拒否決定をしたのであれば、〇〇市内で非鉄スラグが工事で使われたことがあるかどうか分かる資料を求めただけであり、具体的に誰かが非鉄スラグにより病気を発症したかどうかの情報を求めているのではない。

〇〇市内では使っていないことを確認したいだけである。

ウ 解釈及び運用の基準で例示する情報のうち、条例第14条第3号イとして存否応答拒否決定をしたのであれば、報告書等の提出事業者は、先端技術とは無縁である。

エ 解釈及び運用の基準で例示する情報のうち、条例第14条第4号として存否応答拒否決定をしたのであれば、群馬県では報告書等の提出事業者を廃棄物処理法違反の容疑で告発する動きも見せておらず、これは公共安全情報なので到底当てはまらない。

オ 解釈及び運用の基準で例示する情報のうち、条例第14条第5号として存否応答拒否決定をしたのであれば、特定分野の試験問題の出題予定とは異質の情報である。非鉄スラグの立入り検査の手口がバレるとの弁明が想定されるが、本件は特定の対象ではなく、県内の自治体や住民、企業などを巻き込んだ大きなテーマであり、特定分野に限定した問題ではない。

カ 条例の解釈及び運用の基準によると、存否応答拒否情報は例示されているが、実施機関がどれに該当すると判断したのか、何も説明がない。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び審議会における口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

1 弁明書における主張要旨

(1) 事案の経緯

ア 〇〇（以下「本件排出者」という）から排出された非鉄スラグ（以下「本件スラグ」という）は、路盤材など土壌と接する方法で使用した場合、鉛や砒素による土壌汚染の可能性があるため、使用箇所を全容を解明し、撤去等の対応措置を速やかに実施する必要がある。

イ 令和元年5月、実施機関は廃棄物処理法に基づき、本件排出者に対し、本件スラグが使用された又はその可能性のある箇所の所在地又は施工場所を特定すること及び使用箇所ごとに環境調査を実施し、その結果を報告することを命じた。また、同社に対し、本件スラグのリスクについて注意喚起するとともに、住民等からの問い合わせ窓口を設置し、速やかにその旨を周知広報することを指示した。

これを受け、本件排出者は、住民等からの問い合わせ窓口を設置し、住民等から寄せられた情報に基づき、工事発注者や土地所有者等の関係者の協力を得ながら使用箇所の調査を進めている。

ウ 実施機関は、本件排出者から提出された報告書等を基に使用箇所一覧表

に情報を整理し、これを基に令和元年9月25日、同年8月末の使用箇所
の状況として公表し、以後、調査の進捗に合わせて情報を更新している。

(2) 公文書の特定について

ア 本件請求内容1について

本件請求内容1に係る公文書として、廃棄物処理法第18条第1項に基
づき、実施機関が本件排出者に提出させた報告書等（以下「本件報告書等」
という）に記載されている情報と判断し、本件報告書等を特定した。

イ 本件請求内容2について

本件請求内容2に係る公文書が存在するか否かは明らかにしない。

(3) 条例第14条第2号及び3号該当性について

ア 報告書等には、工事発注者や所在地の情報が記載されている。

イ 実施機関は、公共工事・民間工事ごとの使用箇所数、環境調査実施箇所数、
土壌環境基準等の超過箇所数及び対応措置等を公表しており、非鉄スラグ
の使用箇所において、土壌汚染は確認されていない。

また、相当箇所撤去が完了しており、残りの箇所も調整がつき次第、撤
去の予定である。

さらに、撤去までの間は立入禁止や注意喚起を行うなどの人の生命、健
康等を保護する措置がとられている。

よって、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせる
おそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ
に比べ、人の生命、健康等の保護の必要性が高いとはいえないため、ただし
書に該当しない。

ウ 条例第14条第4号（公共安全情報）の該当性と2号ただし書を適用する
ことには何ら関連性がない。

(4) 条例第14条第5号該当性について

ア 報告書等には、非鉄スラグが使用された可能性のある箇所として、住民等
から寄せられた事実関係の確認が不十分な情報が含まれている。これらの
情報を公にすると、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生
じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす
おそれがある。

イ 報告書等について、非開示情報を区別して部分開示した場合、実施機関が
公表した情報や部分開示した使用箇所一覧表と照合することで、調査中の
箇所数などの未確定情報が推測され、県民の間に混乱を生じさせるおそれ
又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある。

ウ 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報に基づく外部からの圧力、
干渉などの影響を受けることにより、実施機関の意思決定の中立性が不当

に損なわれるおそれがある。

(5) 条例第14条第6号該当性について

ア 本件排出者は、実施機関の命令及び指導に基づき報告書を作成し、廃棄物処理法に基づき報告しているため、報告書等は廃棄物処理法に基づく実施機関の事務に関する情報である。

イ 報告書等を公にすることで、調査による不利益を懸念し、今後関係者等の協力が得られなくなる可能性がある。その場合、使用箇所の確認や環境調査が実施できず、非鉄スラグの使用箇所の全容解明が困難になるため、生活環境の保全の必要上支障が生じ、又は生じるおそれがあるかどうかを評価できない事態や、撤去等の対応措置を実施できない事態に陥る。

ウ 違反の詳細及び実施機関の本件排出者に対する具体的な指導方針等を公にすると、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになる。

(6) 公文書の存否を明らかにしない決定について

ア 「〇〇市内で非鉄スラグが使われたことがあるかどうか分かる情報」について、公文書の有無を答えるだけで、〇〇市内の使用箇所の有無が判別できることになる。

イ 市町村の別を含めた使用箇所に関する情報は、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある。

2 口頭説明における主張要旨

弁明書における主張に加え、次の説明を行った。

(1) 条例第14条第2号該当性について

条例第14条第2号の個人に関する情報に該当すると判断した部分は、「工事発注者（施主）」「工事名（現場名）」「所在地（施工場所）」「所在区分」「所在地の備考」「箇所区分」「撤去区分カウント」「表面（露出等）の状況」の「現状」、「対策の実施状況」のうちの「カウント」、「関係者の説明状況」「環境調査実施主体」及び「その他」である。理由としては、個人の住所、氏名等が具体的に記載されているため。また、その他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるためである。

(2) 条例第14条第3号イ該当性について

条例第14条第3号の法人情報に該当すると判断した部分は、(1)の個人に関する情報と同じ部分である。非開示理由としては、法人の住所、名称等が記載されており、非鉄スラグの使用現場であることが公になることにより、当該法人の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断した。

(3) 条例第14条第2号ロ又は第3号ただし書該当性について

ア 本件スラグの使用箇所において、土壌汚染は確認されておらず、直ちに地下水に影響が生じる状況にはないため、有害物質の地下水経由の摂取リスクは極めて低い。

イ 本件スラグの撤去を進めており、撤去完了までの間立入禁止や注意喚起を講じているため、有害物質の直接摂取のリスクは極めて低い。

ウ よって、現時点で生命、健康、生活または財産を保護するために開示する必要があるとはいえない。

(4) 条例第14条第5号該当性について

条例第14条第5号の審議検討情報に該当すると判断した部分は、「扱い」「縣市への報告」の「報告日」と「根拠」、「環境調査実施主体」「その他」である。理由は、当該情報が公になると県民の誤解や臆測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれや意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるためである。

(5) 条例第14条第6号該当性について

本件報告書等には、住民等から寄せられた事実関係の確認が不十分な情報が含まれている。また、廃棄物処理法に基づく実施機関の事務に関する情報であり、全体として、審議検討情報及び事務事業情報に該当する。

第6 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「①〇〇が出荷した非鉄スラグの使われた公共及び民間事業の現場に関してこれまで同社から群馬県に連絡ないし報告された一切の情報 ②上記①に関し、〇〇市内で非鉄スラグが使われたことがあるかどうか判る情報」を含む公文書である。実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定した上で、本件処分1及び本件処分2を行った。これに対し請求人は、本件処分1及び2を不服とし、本件各処分を取消し、非開示部分の開示及び存否を応答することを求めている。

そこで、審査会において当事者の全ての主張内容を吟味し、本件公文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件公文書について

- (1) 本件公文書は、本件排出者の製品の製造工程において発生する本件スラグが路盤材原料として出荷され、建設資材として使用された事案について、本件スラグを路盤材等として土壌と接する方法で使用した場合に土壌汚染の可能性

があることから、実施機関が令和元年5月31日に廃棄物処理法第18条第1項に基づき本件排出者に本件スラグが使用された可能性のある箇所の報告を求め、取得した公文書である。

- (2) 審査会が条例第30条第1項に基づき、実施機関から提出を受けた本件公文書を確認したところ、「これまでに判明している〇〇使用箇所一覧（以下、「本件一覧表」という。）」と「「土壌調査 自主調査 報告書」及び「路盤材・土壌調査 自主調査 報告書」（以下、「本件土壌調査報告書」という。）で構成されていた。
- (3) 本件一覧表は、本件スラグが使用された、あるいは使用された可能性がある箇所について本件排出者等が調査を行って報告したものである。令和元年6月14日付けの初版から、令和2年7月21日見直し14版までに更新を重ねながら14回報告が行われている。このうち本件公文書として特定されたものは、本件請求時において最新のものであった令和2年7月21日見直し14版である。
- (4) 本件土壌調査報告書は、本件一覧表に記載された使用箇所ごとに、本件排出者等が路盤材や土壌の有害物質の含有等の環境調査を環境計量証明事業者へ委託した結果を報告したものであり、報告書と計量証明書で構成されている。調査が終了した現場ごとに個別に報告が行われ、公1並びに民1～民5、民7～民10、民12～民20、民22～民49、民51～民74及び民76～民94と符番されており、全て同一の環境計量証明事業者が調査を行っているため、その記載の形式は共通であった。
- (5) 本件一覧表の「環境調査実施主体」の列と本件土壌調査報告書の1枚目に記載された宛名が同一であり、本件一覧表の「工事名（現場名）」の列と本件土壌調査報告書の調査目的及び調査対象地に係る部分に記載された現場の名称並びに計量証明書の採取場所には同様の名称が記載され、また、本件一覧表の「所在地（施工場所）」の列と本件土壌報告書の調査目的に係る住所及び調査対象地の住所も同様の記載であったことから、いずれも対応関係があると認められた。

3 本件請求における公文書の特定について

- (1) 本件請求に係る公文書として特定すべき可能性があった公文書について、実施機関の任意の協力のもと、審査会事務局において確認をしたところ、本件一覧表及び本件土壌調査報告書には、「報告書 提出の件」との表題が記載された送付状及び添付資料として遅延理由書（以下「本件送付状等」という。）が添付されていたことが確認された。

また、遅延理由書には、令和元年9月30日付で報告している実施計画に

対して遅延が発生している旨の記載が確認できた。確認をしたところ、当該実施計画に該当する公文書は、「弊社非鉄スラグ製品（〇〇製品）にかかる調査・支障除去に関する進捗報告書」（以下「本件進捗報告書」という。）と表題が記載されていた。

- (2) 本件送付状等及び本件進捗報告書について、本件請求に係る公文書として特定すべきであったか、各文書の記載内容を審査会で見分した結果を踏まえ検討する。

ア 本件送付状について

表題として「報告書 提出の件」と記載されており、廃棄物処理法第18条第1項による報告徴収に対して報告する旨及び本件一覧表の他に遅延理由書を送付する旨が記載されていることが認められた。

本件請求における請求書の記載その他の事情から、請求者において本件送付状等を請求の対象外とする旨の明確な意思表示があるとは認められないため、本件公文書と一体のものとして、特定されるべき公文書であった。

イ 遅延理由書について

本件スラグの使用された可能性がある現場に関する調査、対応の状況が記載されていることが認められた。このため、本件請求における「非鉄スラグの使われた公共及び民間事業の現場に関して」の「〇〇が群馬県に連絡ないし報告された情報」に該当し、本件公文書とともに特定されるべき公文書であった。

ウ 実施計画とされる本件進捗報告書について

本件スラグの使用箇所に関する情報が記載されていることが認められた。このため、「非鉄スラグの使われた公共及び民間事業の現場に関して」の「〇〇が群馬県に連絡ないし報告された情報」に該当し、本件公文書とともに特定されるべき公文書であった。

- (3) したがって、実施機関において、本件公文書の他に本件請求に係る公文書として特定すべき公文書として、別表3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

なお、本件一覧表は短期間のうちに複数回の更新が行われたものであるが、調査の進捗によりその正確性を増していくものであると認められるため、本件請求時において最新の情報が反映された令和2年7月21日見直し14版のみを本件公文書として特定したことは不当とまではいえない。

4 本件処分1の妥当性について

実施機関は、本件公文書が条例第14条各号の非開示理由に該当するとして、その全てを非開示としたことから、その妥当性について検討する。

(1) 本件公文書に記載された情報の条例第14条第6号該当性について

ア 実施機関は、本件公文書の全体が条例第14条第6号に該当する旨主張するため、まず検討する。

条例第14条第6号に該当するためには、情報の内容が県の機関が行う事務又は事業に関するものに該当し、公にすることで事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが必要となる。

イ 本件一覧表及び本件土壌調査報告書は、実施機関の命令及び指導に基づき本件排出者に作成及び報告をさせ、実施機関が取得した公文書であることから実施機関の事務に関する情報が記載されていると認められる。

しかし、本件一覧表には、本件スラグが使用された可能性のある箇所を特定するための項目や環境調査の項目が記載されているものの、廃棄物の不適正処理が疑われる際の具体的な調査手法の記載はなく、公にすることにより行政の調査手法がつまびらかになり、行政客体に対し実施機関の監督や法規制を免れる手立てを示すことになるものとは認められない。

また、関係者から今後の調査に協力を得られなくなる旨の主張についても、条例第14条第2号又は同条第3号イに該当する情報を非開示とすることで本件スラグの使用された可能性のある箇所を特定することができなくなる。このような条件のもとであれば関係者の不利益が想定されず、実施機関の主張する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められない。

ウ このため、本件一覧表及び本件土壌調査報告書中に条例第14条第6号に該当することを理由に非開示としたことが妥当な部分は認められない。

なお、本件スラグを使用した可能性がある地方公共団体の所有地については、該当地が特定された場合、行政財産の価値の低下や施設の利用者の減少等の影響が生じるおそれがあることは否定できない。しかし、各地方公共団体は本件スラグの使用の可能性について利用者等に周知した上で、利用者等の安全と安心の確保のため実施機関の調査に協力すべき責務を負っていると考えられるため、実施機関の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすものではない。

(2) 本件一覧表に記載された情報の条例第14条第5号該当性について

ア 実施機関は、本件一覧表の「扱い」並びに「縣市への報告」の欄の「報告日」「根拠」「環境調査実施主体」及び「その他」の列に記載された情報

について、条例第14条第5号に該当すると主張するため検討する。

条例第14条第5号が規定する審議検討情報に該当するためには、まず、情報の内容が県の機関や国等における内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であることが必要となる。具体的には、意思決定の前段階としての政策などの選択肢に関する自由討論のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会などにおける審議や検討など、様々な審議、検討及び協議の各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成又は取得された情報をいうものと解される。

イ 実施機関は、本件一覧表の本号該当部分には未成熟な情報や確認が不十分な情報が含まれており、公にすることで県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ等がある旨主張する。

しかし、本件排出者が実施機関の求めに応じて調査の報告として提出した情報であることから、県の機関や国等における内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報に該当するものとは認められない。

ウ したがって、本件一覧表中の実施機関が条例第14条第5号に該当するとした列及び他の列に同号に該当することを理由に非開示としたことが妥当な部分は認められない。

(3) 本件一覧表に記載された情報の条例第14条第2号及び第3号該当性について

実施機関は、本件一覧表に記載された情報について、条例第14条第2号及び第3号に該当すると主張するため、本件一覧表の列ごとに条例第14条第2号及び第3号該当性について検討する。

条例第14条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報を非開示情報としている。

また、条例第14条第3号イは、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を非開示情報としている。なお、本件一覧表は、実施機関が廃棄物処理法第18条第1項に基づき本件排出者に報告を求め提出された公文書であるため、公にしないと条件で任意に提供された場合について定める条例第14条第3号ロに該当するものではない。

ア 工事発注者（施主）の列に記載された情報について

（ア）審査会において本件一覧表を見分したところ、「工事発注者（施主）」の列には、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）の名称のほか、個人の氏名又は地方公共団体の名称が記載された部分が認められた。

（イ）個人の氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、条例第14条第2号本文前に該当する。

（ウ）また、法人等の名称については、これを開示した場合、当該法人等が本件スラグの使用された可能性がある土地で事業活動を行っていることが公になり、このことを競業他社や需要者等に知られた場合、個別の交渉において不利な立場に立たされることや風評により所有する不動産の取引価値が低下するなど当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められるため、条例第14条第3号イに該当する。

（エ）請求人は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、条例第14条第2号ロ又は第3号ただし書に基づき開示すべきである旨主張する。

この点について、実施機関によると、これまでに本件スラグが使用された可能性のある箇所の土壌汚染は確認されておらず、土地所有者等には必要な情報を提供し、個別の調整がついた箇所については本件スラグの撤去が進められ、本件スラグの撤去前の箇所については立入禁止等の安全措置が講じられているとのことであった。

実施機関の説明内容は、群馬県が刊行している環境白書や報道発表資料等とも合致しており、特段疑うべき事情は認められず、人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、公文書開示請求において何人に対しても公にする特別の必要性は認められない。

このため、公にすることにより害される情報が帰属する個人又は法人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回るとはいえないため、条例第14条第2号ただし書ロ又は第3号ただし書に該当するとは認められない。

（オ）したがって、本件一覧表の「工事発注者（施主）」の列に記載された情報のうち、個人の氏名が記載された部分について、条例第14条第2号本文前半に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

また、法人等の名称が記載された部分について、条例第14条第3号イ

に該当し、同号ただし書に該当する事情も認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、地方公共団体の名称については、条例第14条第3号の対象から除かれ第6号等への該当により判断することとされている。

イ 工事名（現場名）の列に記載された情報

（ア）審査会において本件一覧表を見分したところ、「工事名（現場名）」の列には、抽象的な記載のほか、個人の氏名、法人等の名称、法人等の所有施設の名称又は地方公共団体の所有施設の名称が記載された部分が認められた。

（イ）個人の氏名及び法人等の所有施設の名称については、前述4（3）ア（イ）～（エ）と同旨の理由により、条例第14条第2号又は第3号イに該当し非開示とした実施機関の判断は妥当である。

（ウ）ただし、場所を特定することができるとは認められない抽象的な記載については、条例第14条第2号又は第3号に該当せず、非開示としたことは妥当ではないため、開示すべきである。

ウ 「所在地（施工場所）」の列に記載された情報

（ア）審査会において本件一覧表を見分したところ、本件一覧表の「所在地（施工場所）」の列には、具体的な地番が記載されていた。

（イ）本件一覧表に記載された具体的な地番を登記簿情報等と照合することで、当該土地の所有者を特定することが可能であると認められるため、個人又は法人等が所有する土地にあつては、前述4（3）ア（イ）～（エ）と同旨の理由により条例第14条第2号又は第3号イに該当し非開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 本件一覧表の「所在区分」、「所在地の備考」及び「使用量／面積」の列に記載された情報

（ア）実施機関は、ウェブサイトに掲載されている事例を示し、土地の利用状況に関する情報を開示することにより本件スラグの使用箇所が特定される旨主張する。

（イ）審査会において本件一覧表を見分したところ、確かに、「所在地の備考」の列の一部及び「使用量／面積」の列の一部については、その記載から直接又は他の行政上の手続きにおいて既に公にされ、または公にすることが予定されている情報等の何人でも取得可能な情報と照合することにより、該当地を所有する個人又は法人等を特定することが可能であると認められた。

しかし、「所在地の備考」の行のうち、抽象的な記載にとどまる部分及び市町村区分の列に記載された情報（以下「市町村名等」という。）から本件スラグが使用された可能性のある箇所を特定することができるとは認められなかった。

(ウ) したがって、「所在地の備考」及び「使用量／面積」の列のうち、当該土地を所有する個人又は法人等を特定し得る具体的な情報が記載されていると認められる行については、前述4（3）ア（イ）～（エ）と同旨の理由により条例第14条第2号又は第3号イに該当し非開示とした実施機関の判断は妥当であるが、市町村名等が記載された行については条例第14条第2号並びに第3号に該当せず、非開示としたことは妥当ではないため、開示すべきである。

また、「市町村区分」の列に記載された情報についても、個人又は法人等を特定することはできないため、条例第14条第2号又は第3号に該当せず、非開示としたことは妥当ではないため、開示すべきである。

オ 「表面（露出等）の状況」、「対策の実施状況」及び「関係者の説明状況」の列に記載された情報について

「表面（露出等）の状況」、「対策の実施状況」及び「関係者の説明状況」の列に記載された情報については、いずれも抽象的な記載であり、個人又は法人等を特定することはできないため、条例第14条第2号又は第3号に該当せず、非開示としたことは妥当ではないため、開示すべきである。

カ 「環境調査実施主体」の列に記載された情報について

(ア) 審査会において本件一覧表を見分したところ、「環境調査実施主体」の列の「No. 1」から「No. 5 枝番②」までの行には、地方公共団体の名称が記載され、「No. 4 7」の行には個人の氏名及び法人等の名称が記載されており、上記以外の行には法人等の名称のみが記載されていた。

(イ) 個人の氏名については、特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、条例第14条第2号本文前半に該当する。

(ウ) 法人等の名称又は略称はいずれも本件スラグに係る逆有償取引に関与した法人として、実施機関から廃棄物処理法第19条第1項に基づく立入検査を受けており、その旨、実施機関のウェブサイトにて公表されている。

このことから、当該法人等が本件スラグの不適切な取引や使用に関与していたことは、実施機関が既に公表している情報から明らかである。

また、該当部分を開示することにより、当該法人等が本件スラグの使用

箇所を県又は市に対して報告したという情報が明らかとなるが、これらの法人等は、本件スラグの使用した可能性がある現場について環境調査を行ったことが明らかになるとしても、公文書の開示により当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められない。

(エ) したがって、「環境調査実施主体」の列のうち、個人の氏名が記載された「No. 47」の行については、条例第14条第2号本文前半に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。しかし、その余の行は条例第14条第2号又は第3号に該当せず、非開示としたことは妥当ではないため、開示すべきである。

キ 「その他」の列に記載された情報について

審査会において本件一覧表を見分したところ、「No. 49」「No. 69」「No. 70」「No. 72」「No. 73」「No. 75」「No. 76」「No. 79」「No. 80」「No. 103」「No. 107」「No. 109」「No. 110」「No. 112」「No. 121」及び「No. 125」の行については、個人の氏名が記載されており、個人に関する情報に該当し、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第14条第2号に該当する。しかし、その余の行については、条例第14条各号が定める非開示情報に該当する情報とは認められなかった。

したがって、上記の行の「その他」の列に記載された個人の氏名については、14条第2号本文前半に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当であるが、その余の行は条例第14条第2号又は第3号に該当せず、非開示としたことは妥当ではないため、開示すべきである。

ク 「扱い」及び「縣市への報告」の欄の「根拠」の列に記載された情報について

実施機関は、「扱い」及び「縣市への報告」の欄の「根拠」の列の記載は、条例14条第5号に該当するとのことであつたが、審査会で見分したところ、法人等の名称又は略称が記載されていたため、条例第14条第3号該当性を判断する。

記載された法人等の名称又は略称は、前述のカ(ウ)のとおりであり、これらの法人等は、一般論として本件スラグの不適切な取引に関与した社会的責任を負い監督機関である実施機関に対して必要な報告等を行うべき立場にあると考えられる。このため、報告を行った事実が公になったとしても、当該法人の権利その他正当な利益を害するものではない。

したがって、「扱い」及び「縣市への報告」の欄の「根拠」の列の記載は、条例第14条第3号に該当せず、非開示としたことは妥当ではないため、開示すべきである。

(4) 本件土壌調査報告書に記載された情報の非開示情報該当性について

ア 本件土壌調査報告書1枚目の宛名の部分について

本件土壌調査報告書1枚目の宛名の部分について、審査会で見分したところ、本件土壌調査報告書の宛名と対応関係にある本件一覧表の「環境調査実施主体」の列のうち、「No. 47」の行に記載された個人名は、対応関係にある本件土壌調査報告書の民28の該当部分には記載がなかった。

このため、環境調査実施主体に対応する部分の記載は、前述4(2)及び(3)カのとおり、条例第14条第2号、第3号及び第5号に該当せず、非開示としたことは妥当ではないため、開示すべきである。

イ 本件スラグが使用された可能性のある箇所の特定につながる情報について

(ア) 本件土壌調査報告書に記載された本件一覧表の「工事名(現場名)」の列と対応関係が認められた本件土壌調査報告書の調査目的及び調査対象地に係る部分に記載された現場の名称及び計量証明書の採取場所の情報、本件一覧表の「所在地(施工場所)」の列と対応関係が認められた本件土壌調査報告書の調査目的及び調査対象地の住所の情報、調査対象地の敷地面積、案内図、調査地点の設定に係る調査地点図、巻末の路盤材・土壌調査試料採取写真の写真及び地点名については、本件スラグが使用された可能性のある箇所の特定につながる情報であると認められた。

(イ) 本件スラグを使用した可能性がある箇所の特定につながる情報は、地方公共団体が工事発注者(施主)である公1に係る本件土壌調査報告書を除き、前述4(3)イ、ウ及びエのとおり、個人を識別することができる又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれが認められる。

(ウ) このため、当該情報は、条例第14条第2号本文前半又は第3号イに該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

しかし、地方公共団体が所有する土地に関する情報である公1については、本件スラグが使用された可能性のある箇所の特定につながる情報であっても条例第14条各号が定める非開示情報に該当せず、非開示としたことは妥当ではないため、開示すべきである。

ウ 環境計量証明事業者の従業員氏名等について

本件土壌調査報告書には環境計量証明事業者の従業員である、技術管理者、

環境計量士及び試験担当者の氏名並びに技術管理者証の交付番号及び環境計量士の印影が記載されていた。

審査会において確認したところ、本件土壌調査報告書に記載された技術管理者証の交付番号については、個人に付与された番号であり公にすることが予定されているものではなかった。

このため、技術管理者の氏名、技術管理者証の交付番号、環境計量士の氏名及び印影並びに採取者及び試験担当者の氏については、個人に関する情報に該当し、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、条例第14条第2号前半に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 上記以外の部分

本件土壌調査報告書のうち、上記以外の情報については、条例第14条各号が定める非開示情報に該当するとは認められないため、開示するべきである。

5 本件処分2の妥当性について

(1) 公文書の存否を明らかにしない決定の妥当性

実施機関は、本件請求内容2について、公文書の有無を答えるだけで、〇〇市内の使用箇所の有無が判別できることになると主張する。

しかし、〇〇市内で本件スラグが使われたことがあるかどうかという情報は、市町村単位での本件スラグの使用箇所の有無についての情報を求めるものであるが、前述4(3)エの市町村名等と同様、本件スラグが使用された可能性のある箇所の特定につながるものではなく、条例第14条第2号及び第3号イに該当するとは認められない。また、前述4(1)及び(2)のとおり条例第5号及び第6号に該当すべき事情も認められない。

したがって、本件処分2を取り消し、公文書の存否を明らかにした上で、条例第18条の定める決定を行うべきである。

(2) 理由の付記について

条例第18条第2項は、開示をしない旨の決定をする際は、開示請求者に対し、その旨を書面により通知する旨を定めており、この通知を行う際は、群馬県行政手続条例（平成7年群馬県条例第44号。以下「行政手続条例」という。）第8条に基づく理由の提示を決定通知等に付記（以下「理由の付記」という。）する必要があると解する。

理由の付記の程度は、行政手続条例第8条の趣旨が、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、恣意的な運用を抑制するとともに、不服申立に便宜を与える点にあることに鑑みると、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、非開示情報の内容が明らかにならない限度で、開示請求者において、非開示の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると解する。

本件処分2では、公文書の存否を明らかにしない決定の根拠規定である条例第17条が示され、「対象となる公文書が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるため。」とのみ記載し通知している。このような理由の付記では、開示請求者において本件処分2の理由を明確に認識し得るものとは認められず、弁明書における非開示等の理由に相当する内容を決定通知において記載することが可能であったものと認められる。このため、理由の付記の要件を欠くといえる。

したがって、本件処分2は理由の付記に不備があり、行政手続条例第8条に違反するものと認められる。

なお、行政手続条例が理由の付記を求める趣旨から、弁明書における非開示理由の説明により理由の提示の瑕疵が治癒されるものではない。

6 請求人のその他の主張について
請求人はその他種々主張するが、本審査会の判断を左右するものではない。

7 結論
以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査の経過
当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年 6月 21日	諮問
令和 3年 9月 21日 (第81回 第一部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 3年 11月 8日 (第82回 第一部会)	審議

令和 3年12月17日 (第83回 第一部会)	審議 (実施機関の口頭説明)
令和 4年 2月 4日 (第84回 第一部会)	審議
令和 4年 3月 8日 (第85回 第一部会)	審議
令和 4年 6月15日 (第86回 第一部会)	審議
令和 4年 8月 5日 (第87回 第一部会)	審議
令和 4年 9月26日 (第88回 第一部会)	審議
令和 5年 2月 2日 (第89回 第一部会)	審議
令和 5年 3月31日	答申

別表 1

(あ) 開示を請求する公文書の内容	(い) 特定した公文書	(う) 原処分の内容	(え) 原処分の理由
①〇〇が出荷した非鉄スラグの使われた公共及び民間事業の現場に関してこれまで同社から群馬県に連絡ないし報告された一切の情報	廃棄物処理法第18条第1項に基づき、実施機関が〇〇に提出させた報告書等	公文書非開示決定	<p>【条例第14条第2号該当】 個人の住所・氏名等が記載されており、特定の個人が識別されるおそれがあるため。</p> <p>【条例第14条第3号該当】 法人の住所・名称等が記載されており、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>【条例第14条第5号該当】 当該情報が公になると、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p> <p>【条例第14条第6号該当】 当該情報が公になると、県の実施する今後の調査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
②上記①に関し、〇〇市内で非鉄スラグが使われたことがあるかどうか判る情報	上記情報のうち、使用箇所所在地が〇〇市内のもの	公文書の存否を明らかにしない決定	【条例第17条該当】 対象となる公文書が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるため

(あ) 対象公文書	(い) 該当する行又は公文書の分類	(う) 非開示としたことが妥当な部分
本件一覧表	項目が記載された行、「例」の行、No.1～No.5の枝番①の行、No.6～No.11、No.13、No.81、No.88、No.89、No.91～No.94、No.99、No.111、No.114、NO.126の1行下～3行下の行及び5行下の行並びに欄外の記載	
	No.5の枝番②の行	工事発注者(施主)の列
	No.55、No.58、No.60、No.61、No.63及びNo.65の行	工事発注者(施主)、所在地(施工場所)及び使用量/面積の列
	No.12、No.15、No.20～No.21の枝番③、No.23の枝番①～No.29、No.31～No.46、No.48、No.50～No.54、No.56、No.57、No.59、No.62、No.66～No.68の枝番②、No.71、No.74、No.77、No.78の枝番①～78の枝番②-①、78の枝番④～No.78の枝番③、No.82～NO.87、NO.90、NO.95～NO.98、NO.100～No.102、No.104～No.106、No.108、No.113、NO.115、No.118～NO.120及びNo.122～No.124の行	工事発注者(施主)、工事名(現場名)、所在地(施工場所)及び使用量/面積の列
	No.78の枝番③-②～③-⑥及びNo.117	工事発注者(施主)、工事名(現場名)、所在地(施工場所)及び所在地の備考
	No.78の枝番②-②	工事発注者(施主)、工事名(現場名)及び所在地(施工場所)
	No.14、No.16～No.19、No.22、No.30、No.64、No.78の枝番③-①及びNo.116	工事発注者(施主)、工事名(現場名)、所在地(施工場所)、所在地の備考及び使用量/面積の列
	No.47	工事発注者(施主)、工事名(現場名)、所在地(施工場所)、使用量/面積及び環境調査実施主体の列
	No.49、No.69、No.70、No.72、No.73、No.75、No.76、No.79、No.80、No.103、No.107、No.109、No.110、No.112、No.121、No.125及びNo.126の行	工事発注者(施主)、工事名(現場名)、所在地(施工場所)、使用量/面積及びその他の列
	No.126の4行下の行	工事発注者(施主)の列

(あ) 対象公文書	(い) 該当する行又は公文書の分類	(う) 非開示としたことが妥当な部分
本件土壌調査 報告書	公1	技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号。計量証明書のうち、環境計量士の氏名、印影、採取者の氏名、試験担当者の氏名
	民1～民5、民7～民10、民12～民20、民22～民49、民51～民74、民76～民94	1枚目の「場所」の部分。 「1 調査概要」のうち、調査地の名称及び住所に関する情報、敷地面積、調査対象地の案内図並びに技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号。 「2調査方法」のうち、調査地点図。 「巻末 計量証明書」のうち、採取場所、環境計量士の氏名、印影、採取者の及び試験担当者の氏。 「巻末 写真」のうち、路盤材・土壌調査試料採取写真の写真及び地点名

公文書の表題等	
2020年7月22日付け	報告書の提出の件
2020年7月22日付け	遅延理由書
2019年9月30日付け	弊社非鉄スラグ製品（〇〇製品）にかかる調査・支障除去に関する進捗報告書
2019年9月30日付け	〇〇製品の取扱い及び対応状況